

前橋市 補助制度 のご紹介 その1 商業系

前橋市では、がんばる企業を応援するための補助制度や融資制度等、各種支援メニューを用意しています。平成 29 年度の商業系補助制度を一覧にまとめましたのでご活用ください。なお、**全ての商業系補助メニューは事前申請が必要です**。対象区域等の詳しい内容は、同封する黄緑色のパンフレット「商業サポートガイド」及び前橋市ウェブサイトをご覧ください。

●新規事業として平成 29 年度から創設した主な制度 (商業)

1 まちなか店舗事業承継支援事業

長期的展望に立ち、店舗の事業承継（経営引継）を行うおとする事業者に対して、店舗の改修工事や設備機器の入替等に係る改修費用の一部を補助します。

◇補助対象者

市の対象区域内において、同一の代表者で 10 年以上お店を営むもの（ただし、本事業に伴い代表者変更を条件とします）

◇補助対象経費

店舗の改修工事（内装・外装・空調・給排水設備工事等）及び据付型の設備機器の入替等に係る費用
※備品や移設可能な機材購入費は対象外

◇補助金額

対象経費の 1/2 以内（上限 100 万円）

2 まちなか低未利用地等活用促進事業

長期的展望に立ち、まちなかの低未利用地において、自ら事業を行うために建築物を新築するものに対し、建築経費の一部を補助します。

◇補助対象者

市の対象区域内の低未利用地を取得のうえ、建築物を新築し、自ら事業を営むもの

◇補助対象経費

店舗の建築工事にかかる費用
※調査・設計費用、解体費用及び備品・機材購入費は対象外です

◇補助金額

対象経費の 1/2 以内（上限金額は下表を参照）

補助上限金額表

店舗面積	出店区域	
	重点区域 〈区域A〉	活性化区域 〈区域B〉
30㎡以上 150㎡未満	200万円	対象外
150㎡以上 250㎡未満	375万円	対象外
250㎡以上	500万円	対象外

3 空洞化対策事業 UIJ ターン加算措置

前橋市外から前橋市内に UIJ ターンをして、まちなかで事業を行うものに対して、本人及び同居家族の転入支援費用として、改修費補助金に加算措置を行います。

◇補助対象者

上記補助事業と下表 3 の補助事業を利用する事業者で、前橋市外から市内に転入のうえ、新たに開店、起業ないし事業承継するもの

◇補助加算額

①転入先が中心市街地の場合

→ 1 人あたり 10 万円× 3 人まで加算

②転入先がその他市内の場合

→ 1 人あたり 5 万円× 3 人まで加算

※上記補助事業に係る補助上限金額とは別に、上記①または②で求められる金額を上乘せして補助するものとします

商業系補助制度概要の一覧

補助制度の名称	補助対象者	対象経費	補助金額
1 まちなか店舗開店支援事業補助金	対象区域内の空き店舗で小売、飲食、サービス業を営む事業者	改修工事費	1/2 以内 上限 100 万円
2 まちなかオフィス開業支援事業補助金	対象区域内の空きオフィス等にオフィスを開業する事業者	改修工事費	1/2 以内 上限 200 万円
3 まちなか店舗ホスピタリティ向上支援事業補助金	対象区域内で 1 年以上営業する店舗で「おもてなし」の観点から改修しようとする事業者	改修工事費	1/2 以内 上限 50 ～ 100 万円
4 チャレンジ商店販路拡大支援事業補助金 (新規)	市外で開催されるイベント等へ参加する事業者	出展料、物品借上料等	1/2 以内 上限 5 万円
5 いきいき・にぎわい商店街支援事業補助金	商店街の魅力を発信するための事業を行う商店街団体等	広告宣伝費、委託料等	1/2 以内 上限 15 万円
6 商店街リフレッシュ (新設) 事業補助金 ㊦	新たに施設整備を行う商店街団体等	施設整備費、設備整備費	1/2 以内 上限 1,000 万円
7 商店街街路灯等省エネ化改修事業補助金 ㊦	街路灯及びアーケードの省エネ化を行う商店街団体等	工事費	市内業者発注…50%以内 (上限 625 万円) 市外業者発注…40%以内 (上限 500 万円)
8 商店街リフレッシュ (補修) 事業補助金 ㊦	既存施設の整備を行う商店街団体等	工事費	1/3 以内 上限 50 万円
9 買い物弱者対策支援事業補助金 ㊦	日常の買い物が困難又は不便な地域で買い物の利便性の向上を図る事業者	車両改造費等	1/2 以内 上限 100 万円
10 魅力あふれる商店街づくり事業補助金 ㊦	商店街の活性化のためソフト事業を行う商店街団体等	広告宣伝費、委託料等	2/3 以内
11 商店街街路灯電気料補助金	街路灯等の維持管理を行う商店街団体等	電気料等	30%以内

㊦印の補助制度は事前に要望調査を実施した事業が対象となります

○前橋市担当課：前橋市役所にぎわい商業課 商業振興係 Tel. 027-210-2273

前橋市 補助制度 のご紹介 その2 産業系

前橋市では、がんばる企業を応援するための補助制度や融資制度等、各種支援メニューを用意しています。平成 29 年度の産業系補助制度を一覧にまとめましたのでご活用ください。なお、補助メニューは事前申請が必要なものがあります。詳しい内容は、同封する水色のパンフレット「産業サポートガイド」及び前橋市ウェブサイトをご覧ください。

産業系補助制度概要の一覧				
補助制度の名称	補助対象者	対象経費	補助金額	
1 中小製造業等効率化設備導入補助金 ㊦	《Aタイプ》	市内で1年以上継続して操業を行う中小製造業者	設備設置経費	1/5 以内 上限 80 万円
	《Bタイプ》	市内で1年以上継続して操業を行う事業者（大企業も可）	既存の設備更新経費	1/3 以内 上限 40 万円
2 事業拡張サポート補助金 ㊦	工業団地内で工場、物流施設等を増設または建替える事業者	①固定資産税等 ②事業所税資産割 ③新規雇用	①相当額②1/2 相当額③1年後に10万円×新規雇用1人（上限200万円）	
3 国際見本市各種展示会等出展費補助金	市内で1年以上継続して操業し見本市等へ出展する中小企業	出展料、装飾費等	50%以内 上限 20～30 万円	
4 人材スキルアップ補助金	市内で1年以上継続して操業し従業員の人材育成を行う中小企業	研修費用、受講料等	1/2 以内 上限 7 万円	
5 中小企業機械設備導入資金補助金	中小企業（製造業、建設業のみ）	機械設備のリース料	物件価格の2.0%以内 上限 100 万円	
6 新製品・新技術開発費補助金 ㊦	新製品・新技術の開発に取り組む中小企業	開発経費	50%以内 上限 200 万円	
7 長期対応型 新製品・新技術開発費補助金（拡充） ㊦	《連携型》	大学等と連携して新技術開発に取り組む中小企業	共同研究のために大学等に支払う契約金	対象経費の2/3以内 上限 200 万円
	《製品開発型》	複数年に亘って新製品開発に取り組む中小企業	開発経費	1/2 以内（成長分野は2/3以内） 上限 200 万円
8 前橋市くんま新技術・新製品開発推進補助金 ㊦	新製品・新技術の開発に取り組む中小企業	開発経費	上限 80 万円	
9 販路開拓促進補助金（新規） ㊦	市内で1年以上継続して操業し販路開拓に取り組む中小事業者	デザイン料、専門家謝金、委託料等	2/3 以内 上限 50 万円	
10 前橋市特例子会社設立補助金 ㊦	市内に特例子会社を設立する事業者	施設整備費、備品購入費	2/3 以内 上限 500 万円	
11 前橋市事業所内保育施設設置補助金 ㊦	市内に事業所内保育所を新設する事業者	①施設整備費か ②設備整備費	①中小企業 1/6 以内、大企業 1/12 以内（上限500万円） ②中小企業 2/3 以内、大企業 1/2 以内（上限200万円）	

㊦印の補助制度は事前申請が必要です

○前橋市担当課：前橋市役所 産業政策課

- ・ 1 ～ 9 の補助金…産業政策係 Tel. 027-898-6983
- ・ 10 ～ 11 の補助金…雇用促進係 Tel. 027-898-6985

にぎわい商業課まちなか再生室の廃止のお知らせ

まちなか再生室のイベント事務、広場管理事務等を前橋市まちづくり公社（外郭団体）に移管することに伴い、平成 29 年 3 月 31 日をもってまちなか再生室を廃止します。補助金等の受付はにぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気 21 1 階）で取扱いますので、お間違えないようご注意ください。

〈前橋プラザ元気 21 施設案内〉
住所 前橋市本町 2-12-1
Tel. 027-210-2273

